

男性の育児休業の取得促進

①厚生労働省リーフレット「育児休業中の就労について」令和2年12月作成

②厚生労働省パンフレット「育児・介護休業法のあらまし」令和元年12月改正

規制改革の内容

見直し前

- ①育児休業中の就労は、子の養育をする必要がない期間について、一時的・臨時的に認められているが、育児休業中の就労について説明した旧リーフレットでは「一時的・臨時的就労」の例として大災害が発生した場合など、例が2つのみとなっていた。
- ②育児休業の取得申出期限・変更申出回数については、育児介護・休業法第6条及び第7条に規定されている。

見直し後

- ①育児休業中の一時的・臨時的な就労に係る事例等について整理し、周知を行った。
- ②育児休業の取得申出期限・変更申出回数について、労使が合意の上、法を上回る措置（1ヶ月を経過してからの申請、2回以上の変更）を講じることは問題ないことの周知を行った。

効果

男性の育児休業の取得促進に寄与。



規制改革の概要

育休を取得したいけど。

このプロジェクトにトラブルが発生したら、他に対応できる人がいないし・・・諦めるしかないかな？

もし誕生日が早まった時は、予定より早く育休には入れるのかな？



周知内容

①「育児休業中の就労について」新たなリーフレットを作成

変更のポイント 一時的・臨時的就労として認められる他の例示を記載
例示以外にも、一時的・臨時的就労に該当する場合がある旨を記載。

②「育児・介護休業法のあらまし」を改正



労使の同意があれば、労働者に有利な条件での運用が可能である旨を明記。